

議案第 22 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）の施行に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する協議について、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

平成 24 年 2 月 29 日提出

加西市長 西 村 和 平

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年兵庫県指令市振第 2297 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 備考 1 及び 2 中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更前の兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に基づく広域連合の経費に係る平成 24 年度までの関係市町の負担金に関しては、なお従前の例による。

(審議資料)

住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民が同法の適用対象となり、これに合わせて現行の外国人登録制度が廃止となることに伴い、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約を変更することにつき、議会の議決を求めるもの